

○議長（吉田敏郎）

日程第7 議案第8号 開成町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の貸し付けを受けた者の収入又は資産の状況についての報告等に係る規定を整備したいので、開成町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくをお願いします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀井知之）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第8号 開成町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出、開成町長、府川裕一。

はじめに、今回の条例改正の趣旨について、御説明申しあげます。

本条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づきまして、災害弔慰金及び災害傷害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸し付けについて規定しているものでございます。特に災害援護資金は、大きな災害が発生した場合に多くの被災者が利用されますけれども、平成7年に発生しました阪神・淡路大震災におきましては、当時は被災者生活再建支援法がなかったことなどにより、貸し付けを受けたものの期限内の償還が困難な方が多数おられ、少額償還を続けて返済している現状がございます。

このような状況から、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例等について必要な措置を講ずるため、災害弔慰金の支給等に関する法律が一部改正されました。主な内容でございますが、法律の第13条におきましては、償還金を支払うことが困難な場合は、支払猶予が可能であることを明確化し、また虚偽の報告等をした場合等は、支払猶予の対象外となること。第14条では、破産した場合も、死亡、重度障がいと同様に免除することなどがございます。

これを受けまして、開成町災害弔慰金の支給等に関する条例においても、その一部を改正するものでございます。

それでは、次のページを御覧ください。

開成町条例第 号 開成町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条

例。

開成町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年開成町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表の左が改正後、右が改正前でございます。

災害援護資金の償還等について規定する、第15条第3項でございますが、償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、それぞれ該当法律及び法律施行令の各条項を適用するものでございます。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行いたします。

なお開成町においては、現在この条例による制度を適用されている方は、おられません。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第8号 開成町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（吉田敏郎）

お座りください。起立全員によって、可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

大変お疲れさまでした。

午後3時13分 散会